

1 1 議事内容

午前 10時00分開会

事務局長	ただいまから、2020年（令和2年）第10福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長，会議の進行をお願いします。
会 長	—開会挨拶—
議 長	それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。最初に，総会の成立を申し上げます。委員総数15名のうち，出席委員10名，欠席委員5名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。議席番号5番 山本 信之（やまもと のぶゆき）委員と議席番号8番 小林 輝仁（こばやし あきひと）委員をお願いします。議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。
事務局	2020年（令和2年）第10回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。議案書（別冊）2ページ6番が取下げ。次に3ページ8番の申請事由欄「小作地の解放」を「経営規模拡大」に訂正。次に4ページ13番の申請事由欄「小作地の解放」を「所有権の取得」に訂正。次に8ページ3番が取下げ。次に9ページ7番が取下げ。以上です。
議 長	それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
1 番 (坂本)	それでは，東部地区の審議内容について報告します。 東部地区では，10月23日金曜日，午前8時40分から関係者により現地調査を行い，午前11時00分から地区協議会員7名全員の出席により，市役所東棟301会議室で協議会を開催しました。審議した案件は，議案第1号2件，議案第3号2件，議案第5号3件，の合計7件です。それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対するする処分決定につて」別冊1ページ1番及び2番について報告します。1番と2番は関連案件で，草戸町二丁目の譲受人は2番の被相続人の弟にあたります。譲受人は2番で特定遺贈を受け，1番では下限面積を満たすため，申請地を使用貸借権で借り受け，1番と2番の合計1，

<p>議 長</p>	<p>0 5 2 m²へ野菜を作付け，栽培し，新規就農するものです。1 番の場所は福山市上下水道局の南西 3 0 0 m の所で，2 番は同所から南へ 4 0 0 m の所です。いずれの案件も譲受人は，農作業経験もあり，必要な農機具・労働力も確保されており，下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>西部地区の審議内容について，報告します。西部地区では，1 0 月 2 6 日の正午からの現地調査に続き，午後 4 時から市役所 3 階 小会議室で協議会を開催しました。委員 1 0 名中 9 名の出席により，議案第 1 号 5 件，議案第 2 号 1 件，議案第 3 号 2 件，議案第 4 号 3 件，合計 1 1 件について審議しました。それでは，議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 3 番から 5 番，及び 7 番と 8 番について報告します。3 番と 4 番は関連案件です。山手町の受人が，同町の渡人 2 人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け，経営規模を拡大するものです。5 番は，山手町の受人が，同町の渡人から申請地を譲り受け，経営規模を拡大するものです。7 番は，本庄町の受人が，大阪府茨木市の渡人から申請地を譲り受け，新規就農するものです。8 番は，瀬戸町の受人が，同町の渡人から申請地を譲り受け，経営規模を拡大するものです。いずれも，受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>7 番 (岡本)</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>松永地区の審議内容について報告をします。松永地区では，1 0 月 2 6 日，午前 9 時から関係者により現地調査を行い，午前 1 0 時 3 0 分から，松永支所 2 階 2 1 会議室で協議会を開催しました。委員 7 名全員の出席により，議案第 1 号 2 件，議案第 4 号 2 件，合計 4 件について審議いたしました。それでは，議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」の 9 番と 1 0 番について報告します。9 番は，神村町の受人が，同町の渡人から譲受け，経営規模の拡大をするものです。水稻を栽培する計画です。1 0 番は，藤江町の受人が，金江町の渡人から譲受け，新規就農をするものです。野菜や果樹を栽培する計画です。いずれも，受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

10番 (安原)	<p>北部地区の審議内容について、報告します。北部地区では、10月26日の午後2時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名のうち8名の出席により、議案第1号8件、議案第3号1件、議案第4号3件の合計12件について審議いたしました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの11番から6ページの18番について報告をします。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの11番から6ページの18番について報告をします。11番は、芦田町の借受人が、使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。12番は、大門町一丁目の譲渡人である兄が、駅家町の譲受人である弟に、申請地を贈与するもので、譲受人は、新規就農して、野菜及び果樹を栽培するものです。13番は、駅家町の譲受人が、現在、申請地を借受けて耕作していますが、このたび、御幸町の譲渡人から申請地を譲受け、水稲及びくわいを栽培して経営規模の拡大を図るものです。14番と15番は関連案件で、駅家町の譲受人或いは借受人が、14番で広島市の譲渡人から申請地を譲受け、15番で3年間の使用貸借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。16番は、駅家町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するもので、譲受人は、新規就農して、野菜を栽培するものです。17番と18番は関連案件で、春日町三丁目の譲受人が、17番と18番でいずれも駅家町の譲渡人から、申請地を譲受け、新規就農して、ハウスによる、しいたけの菌床栽培をするものです。いずれの案件も、譲受人或いは借受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
13番 (山本 明)	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、10月26日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号1件の合計9件について、審議しました。それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ19番から21番について報告をします。19番は、八尋の譲受人が新湯野の譲渡人から八尋の田1筆419㎡を譲り受け、水稲栽培をして経営規模の拡大をするものです。20番は、蔵王町の譲受人が下竹田の譲渡人から下竹田の畑1筆1,328㎡を譲り受け、ブドウの栽培をして経営規模の拡大を図るものです。21番は、平野の譲受人が川南の譲渡人から平野の田1筆1,168㎡を譲り受け、畑として</p>

	耕作し、野菜・果樹栽培をして新規就農をするものです。いずれも申請農地，営農計画に問題はなく，必要な農機具・労働力も確保され，下限面積も満たしていることから，許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については，別紙調査書のとおり，借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり，機械・労働力・技術などに問題はなく，農業委員会が定める下限面積を超えていることから，農地法第3条第2項各号には該当せず，許可要件をすべて満たしています。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので，採決します。 議案第1号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により，議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に，議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。瀬戸町の申請人が，申請地に露天資材置場を整備するものです。場所は，瀬戸池の北東，約600メートルです。現地調査をしましたが，周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから，許可妥当と判断しました。以上です。

議 長	神辺地区の報告をお願いします。
1 3 番 (山本 明)	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」7 ページ 2 番について報告します。2 番は、川北の申請人が、すでに転用許可された農地の分筆の残地である川北の田 1 筆 1 7 m ² について、隣接地に建つ倉庫の尾垂(おだれ)部分として宅地の拡張をするものです。現地調査を行いました。日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 2 号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、議案第 2 号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 2 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。

議 長	東部地区の報告をお願いします。
1 番 (坂本)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊8ページ1番及び2番について報告します。1番です。申請地の地種は第3種農地です。申請地は蔵王町六丁目の譲受人宅の隣地にあたり、雑木雑草が生えております。譲受人は土木建設事業を営んでおり、申請地に露天資材置場を整備確保する計画です。申請地は福山東インターチェンジの西50mの所です。2番です。譲受人は御幸町のテラル株式会社で、譲渡人は倉敷市の個人事業主です。譲受人は不足する60台収容の従業員用露天駐車場を整備確保する計画です。申請地は御幸小学校の西約400mの所です。以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	西部地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4番と5番について報告します。</p> <p>4番は、箕島町の受人が、岡山県倉敷市の渡人から申請地を譲り受け、宅地を拡張するものです。場所は、箕島小学校の北西、約200メートルです。5番は、内海町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、宅地の拡張及び露天駐車場として整備するものです。場所は、福山市水産物加工センターの北西、約250メートルです。現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
10 番 (安原)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊9ページの6番について報告します。6番は、神辺町の譲受人が、横浜市の譲渡人から申請地を譲り受け、住宅を建築するものです。場所は、服部公民館の北、約900メートルのところ。現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
13 番 (山本 明)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」10ページ8番から10番について報告します。8番は、尾道市の譲</p>

	<p>受人が申請地である川北の田1筆1,157㎡について、それぞれ持分二分の一を共有する川北の譲渡人から譲り受けて、共同住宅1棟を建築するものです。9番は、十三軒屋の法人が、申請地である十三軒屋の田1筆、1,183㎡について、賃借権により借り受けて、事業用トラック等のための露天駐車場として利用するものです。10番は、申請地である下御領の田1筆、404㎡について、御幸町の借受人が親族である貸出人から使用貸借権により借り受けて、自己用の住宅1棟を建築するものです。現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の4番は、昭和39年度から昭和41年度にかけて箕島町釣ヶ端新開地区として実施された農業構造改善事業により整備された第1種農地です。9番は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域にあり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地として判断されます。1番は、山陽自動車道福山東インターチェンジから、おおむね300メートルの区域内であるため第3種農地として判断されます。その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、4番は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等無し —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p>

議 長	議案第3号の「4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第3号の「4番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
4番 (渡壁)	議案第4号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。1番は、前所有者が申請地を平成9年8月15日から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、県道 韮松永線 平迫交差点の北西約200メートルです。2番は、田尻町の申請人が、平成元年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、高島小学校の北東、約600メートルです。3番は、静岡県御殿場市の申請人が、昭和43年頃から住宅敷地として利用し、現在に至っております。場所は、高島小学校の南西、約800メートルです。現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
7番 (岡本)	議案第4号「非農地証明について」の4番と5番について報告します。4番は、神村町の申請人が、昭和47年頃から倉庫敷地として使用されていたものです。場所は、白土下池から、南東へ約70メートルのところですか。5番は、藤江町の申請人が、昭和43年頃から倉庫敷地として使用されていたものです。場所は、藤江保育所から、南西へ約240メートルのところですか。いずれも、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。

10番 (安原)	<p>議案第4号「非農地証明について」の別冊11ページの6番から12ページ8番について報告します。6番は、曙町五丁目の申請人 外1人が、平成20年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、駅家南中学校の東、約250メートルのところ。7番は、駅家町の申請人が、平成25年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、駅家南中学校の東、約250メートルのところ。8番は、駅家町の申請人が、平成元年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、原野となっております。場所は、駅家中学校の東、約250メートルのところ。なお、いずれの案件も、農振農用地区域内の農地であります。担当部局との調整は整っております。現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
13番 (山本 明)	<p>議案第4号「非農地証明について」12ページ9番について報告します。9番は、徳田の申請人が、申請地である徳田の畑、1筆9.86㎡と田、1筆23㎡について、平成元年頃から隣地に建設した自宅の庭敷及び駐車場として利用し現在に至るものです。現地確認しましたが、農地への復旧は困難、継続して利用することができないと見込まれることから非農地証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等無し —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全員挙手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。 次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p>

議 長	東部地区の報告をお願いします。
1 番 (坂本)	<p>議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊 1 3 ページ 1 番から 3 番について報告します。1 番です。申請地の春日町七丁目の田、現況、畑、7 1 7 m²の内 6 4 0. 5 0 m²について、能島一丁目に住む農業相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるものです。申請地では露地野菜が栽培されており、今後も、野菜を栽培していきます。場所は伊勢丘小学校の北西 3 0 0 m の所で、市街化区域内の農地です。2 番です。申請地は沖野上一丁目の田、現況：畑、6 1 7 m²です。沖野上町一丁目に住む農業相続人が、相続税の納税猶予の特例適用を受けるものです。申請地では果樹・野菜が栽培されております。今後も、野菜・果樹を栽培していきます。農業相続人は平成 2 8 年から申請地を耕作しております。場所は緑町公園の南東約 3 0 0 m の所で市街化区域内の農地です。3 番です。申請地は曙町二丁目の、登記：田、現況：畑、面積 6 6 4 m²です。現状は露地野菜が栽培されており、農業相続人は平成 2 3 年 1 月頃から耕作しています。場所は曙公園の北約 2 0 0 m の所で相続人宅の南隣地にあたり、市街化区域内の農地です。以上の農業相続人はいずれも、保有する農機具、農業技術、2 0 年以上の耕作意欲も強くあることから相続税の納税猶予に関する適格者であると判断しました。以上です。</p>
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	<p>議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 3 ページ 4 番について報告します。</p> <p>4 番は、川北の申請人が、父から神辺町大字川北の農地の田 2 筆の 2, 6 0 0 m²と畑 1 筆の 1 4 3 m²を相続税の納税猶予特例適用の農地として申請がされたものです。田 2 筆については引き続き水稻栽培をされ、畑については季節野菜・果樹の栽培をされます。現地確認を行いました。申請地は、農地として耕作し、適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等無し —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手を</p>

	<p>お願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に，報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について，ご説明します。議案書（別冊）の14ページから18ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは，相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，24件を事務局長専決で受理しました。次に，19ページと20ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び，21ページから27ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。4条6件，5条32件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により，事務局長専決で受理しました。次に，28ページと29ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う，通信のための電線及び中継施設等の設置については，農地転用の制限の例外となります。5件の協議書を受理しています。次に，30ページから32ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃借権を解約したことの通知が10件ありました。次に，33ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から3件の照会がありました。現地確認の結果，農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり，この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。次に，34ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後，何らかの事情により履行できなかつたことから提出されたものであり，2件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明について，発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等無し —
議長	質問等もないようですので、以上をもちまして2020年（令和2年）第10回福山市農業委員会総会を終了します。 なお、来月の総会は11月30日開催の予定です。 皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。 気をつけてお帰りください。

午前10時40分閉会